

流山市立小中学校における非常変災等の一斉臨時休業方針について

令和8年10月作成 流山市教育委員会

原則

※あくまでも原則であり、実際の対応は緊急性や状況によりこの限りではない場合があります。

- ・ 校長会と市教育委員会が協議のうえ、一斉臨時休業の判断を行う。
- ・ 大雨、台風については、**前日**に一斉臨時休業の判断を行う。
- ・ 幼児教育支援センター附属幼稚園についても同様の対応とする。
- ・ 市内小中学校が一斉臨時休業となった日の市内すべての学童クラブは、休所とする。

判断基準

※あくまでも判断の目安であり、実際の対応は各学校の状況や児童生徒の実情を踏まえて判断します。

大雨、台風については、**前日11：00または17：00発表の気象庁の時系列情報**において、流山市に以下の見通しが示されている場合を目安に一斉臨時休業の判断を行う。

大雨

翌日の6：00～15：00の時間帯に「**レベル4 大雨危険警報（紫色）**」以上が示されている場合

台風

翌日の6：00～15：00の時間帯に「**レベル4 大雨危険警報（紫色）**」以上または「**暴風警戒警報（赤色）**」以上が示されている場合

地震

流山市で**震度5強以上の地震**が発生した場合